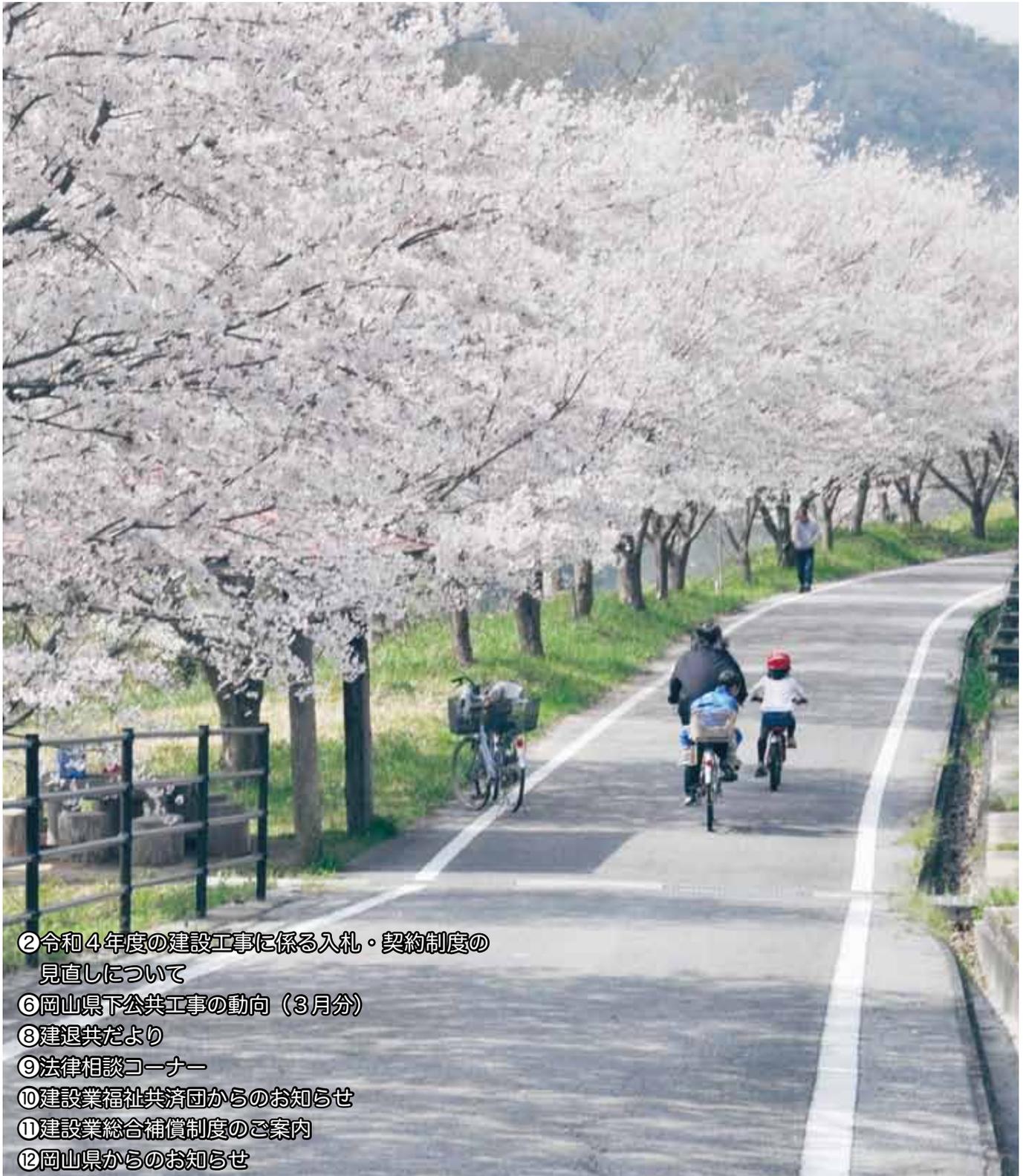


Okakenkyo News Letter

2022
4月
824号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②令和4年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて
- ⑥岡山県下公共工事の動向（3月分）
- ⑧建退共だより
- ⑨法律相談コーナー
- ⑩建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑪建設業総合補償制度のご案内
- ⑫岡山県からのお知らせ

片鉄ロマン街道[和気町] (提供：岡山県観光連盟)

令和4年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和4年度から実施しますので、お知らせします。

I 請負代金内訳書における法定福利費の明示（令和4年6月から）

建設業の担い手の育成及び確保には、建設労働者が社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、元請企業から下請企業へ適正に支払われるようにすることが重要であり、元請企業が工事ごとの法定福利費の額を認識し、下請契約ごとに法定福利費を適切に確保していく必要があるため、国からの要請に基づき、令和4年6月1日以降に請負契約を締結する県発注工事について、契約の締結後、受注者は法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者に提出するとともに、発注者は法定福利費が適切に計上されていることを確認することとします。（岡山県小規模工事取扱要領に定める小規模工事は対象外です。）

詳しくは別添のチラシを御覧ください。

※「法定福利費」とは、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料それぞれの事業主負担分をいいます。

II 工事関係書類等における押印の省略（令和4年4月から）

岡山県土木工事共通仕様書等に定める工事関係書類及び業務委託関係書類について、受注者の事務処理の負担軽減を図るため、契約書など一部の書類を除き、押印を省略できることとします。

（次ページに続きます）

Ⅲ 総合評価落札方式における新型コロナウイルスに関する特例（令和4年4月から）

新型コロナウイルス感染症の影響により、CPDS対象講習や建築CPD対象講習が減少していることから、令和3年度の特例として継続学習に関する評価の対象期間を延長していますが、令和4年度に入札公告する総合評価に限り、令和元年度から令和3年度までの3年間とします。なお、令和5年度以降は、今後の講習の開催状況等により、特例の変更や解除を検討します。

【令和4年度の総合評価における継続学習に関する評価の対象期間】

評価対象期間	評価基準	配点
平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	取得した単位が20ユニット（12単位）以上	1.0
	取得した単位が10ユニット（6単位）以上	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

Ⅳ 入札における質問方法の電子化（令和4年6月から）

入札における設計図書等への質問について、現在、FAXでのみ受け付けていますが、令和4年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事等から、FAXでの受付に加え、電子入札システムによる質問も可能とします。

Ⅴ 余裕期間設定工事における余裕期間の見直し（令和4年4月から）

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、平成29年度から一部の工事で、余裕期間（契約締結後、現場着手をせず、技術者の配置を要しない期間）の設定を試行していますが、受注者がより柔軟に工事施工体制を確保することができるよう、余裕期間の長さを「工期の30%以内、かつ、60日以内」から「90日以内」に拡大します。

岡山県技術管理課ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp>）から → 画面右上の「組織で探す」をクリック
→ 「土木部」をクリック → 「技術管理課」をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班
TEL 086-226-7483

岡山県発注の工事※1を受注したら 法定福利費を明示した請負代金内訳書を 提出してください

令和4年
6月1日
から※2

※1 小規模工事(予定価格(税込)250万円未満の随意契約で発注する工事)は対象外です

※2 令和4年6月1日
以降に契約を締
結した工事から

法定福利費とは何ですか？

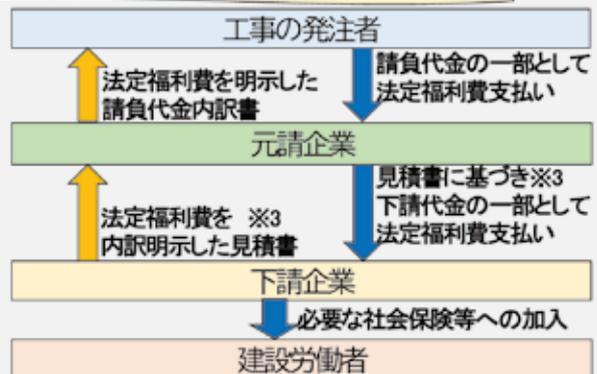
受注した工事の現場労働者(元請・下請を問いません。)に関する社会保険等の掛金のうち

- ・健康保険料(介護保険料を含む。)
 - ・厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。)
 - ・雇用保険料
- の事業主負担分をいいます。
(労災保険料は含まれません。)

なぜ、法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出しなければならないのですか？

建設業の担い手を育成し、確保していくためには、建設労働者が社会保険等に加入するための元手となる法定福利費が、発注者から元請企業へ、元請企業から下請企業へ適正に支払われることが重要です。

現場労働者(元請・下請)の法定福利費は、それぞれの工事の請負代金の中で確保する必要があるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成することにより、法定福利費の額が明確になることから、元請・下請間での必要な法定福利費の確保につながり、建設労働者の処遇改善を目指すものです。



※3 国土交通省では、下請企業に対し、労務費と法定福利費を記載した見積書の作成を要請し、元請企業に対しては、労務費と法定福利費の見積額を尊重するよう要請しています。

発注者・元請企業・下請企業が協力して、建設労働者の処遇改善に取り組みましょう

「労務費等に関する取組」(国土交通省不動産・建設経済局ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyogo/const/ccus_roumuhi.html

法定福利費はどうやって計算するのですか？

1 基本的な計算方法

- ・法定福利費 = 労務費 × 社会保険料率
- * 社会保険料率は裏面(参考資料①)を参照してください。

2 労務費の算出が困難な場合

- ・法定福利費 = 労務費(請負金額(消費税抜き) × 労災保険法における労務費率) × 社会保険料率
- * 労務費率は裏面(参考資料②)を参照してください。
- ・法定福利費 = 工事費(消費税抜き) × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合
- ・法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

◎詳しい計算方法は、国土交通省ホームページも参考にしてください。

「建設業における社会保険加入対策について」(国土交通省不動産・建設経済局ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(令和4年3月15日現在)

請負代金内訳書の提出先は？

工事の契約担当(契約書の提出先)に、契約締結後 14 日以内に提出してください。

- ・本庁発注の場合…担当課(建築営繕課、財産活用課 など)
- ・県民局、地域事務所発注の場合…県民局総務課・地域総務課

契約担当は、受注者が提出した請負代金内訳書に記載された法定福利費の額と、発注者が想定する法定福利費の額を比較し、これらの額に著しい乖離がないか確認を行います。

請負代金内訳書の様式や法定福利費の記載方法は？

・請負代金内訳書(参考資料③参照)に、入札の際に提出した「工事費内訳書」の内容と法定福利費の額などを記載し、提出してください。

※営繕工事の場合は、従来から使用している請負代金内訳書に法定福利費を追記してください。

◎記載上の注意点

- ・請負代金内訳書に記載する法定福利費は、社会保険等の掛金のうち事業主負担分です。(労働者個人が負担する社会保険等の掛金は記載の必要はありません。)(法定福利費は、元請負担分と下請負担分がありますので、これらの合計額を記載してください。)
- ・法定福利費は、社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計額を記載してください。

参考資料

①社会保険料率(令和4年3月15日時点)

種類	保険料率	
健康保険	10.25%×1/2(事業主負担分)	5.125%
介護保険	1.64%×1/2(事業主負担分) ×0.553(40~64歳の被保険者割合)	0.453%
厚生年金保険	18.3%×1/2(事業主負担分)	9.15%
子ども・子育て拠出金(全額事業主負担)		0.36%
雇用保険(建設の事業・事業主負担分)		0.80%
合計		15.888%

※保険料率は毎年改定されますので最新のものをご確認ください。

保険料率の参照元	
健康保険、介護保険	協会けんぽ
厚生年金保険、子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

②労務費率(厚生労働省・平成30年4月1日施行)

事業の種類	労務費率
水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
鉄道又は軌道新設事業	24%
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの	38%
その他のもの	21%
その他の建設事業	24%

③請負代金内訳書の記載例

年 月 日

(発 注 者) 県

受注者 住 所 ○○市○○町○○番○号
会 社 名 株式会社○○建設
代表者名 代表取締役 ○○ ○○

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名	○○○-○○-○○ 県民 道路工事 (改良)	
工 種 等	金 額 (円)	
道路改良	○○,○○○,○○○	A
土工	○○,○○○,○○○	a
舗装工	○○,○○○,○○○	b
築壁工	○○,○○○,○○○	c
補工	○○,○○○,○○○	d
道路工事費	○○,○○○,○○○	A(a+b+c+d)
共通取組費計	○○,○○○,○○○	B
現場管理費	○○,○○○,○○○	C
一般管理費等	○○,○○○,○○○	D
工事価格	○○,○○○,○○○	X(A+B+C+D)
(うち法定福利費)	○○,○○○,○○○	
原費税相当額	○○,○○○,○○○	Y(X×0.1)
工事費	○○,○○○,○○○	X+Y

※法定福利費とは、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額をいう。

- ・法定福利費は、事業主負担分(元請負担分と下請負担分の合計)を記載してください。
- ・社会保険等の種類ごとに分ける必要はなく、合計金額を記載してください。

お問い合わせ先

- ・工事の契約担当(県民局総務課・地域総務課など)
- ・岡山県土木部技術管理課技術指導班 電話:086-226-7483
技術管理課ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

岡山県下公共工事の動向 〈3月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年3月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	248件	161億円	3,859件	1,730億円
増 減 率	▲1.6%	▲36.8%	▲3.3%	▲7.2%
令和2年度	252件	255億円	3,990件	1,865億円
令和元年度	266件	210億円	4,721件	1,982億円
平成30年度	319件	169億円	4,353件	1,581億円

【1】当月の状況

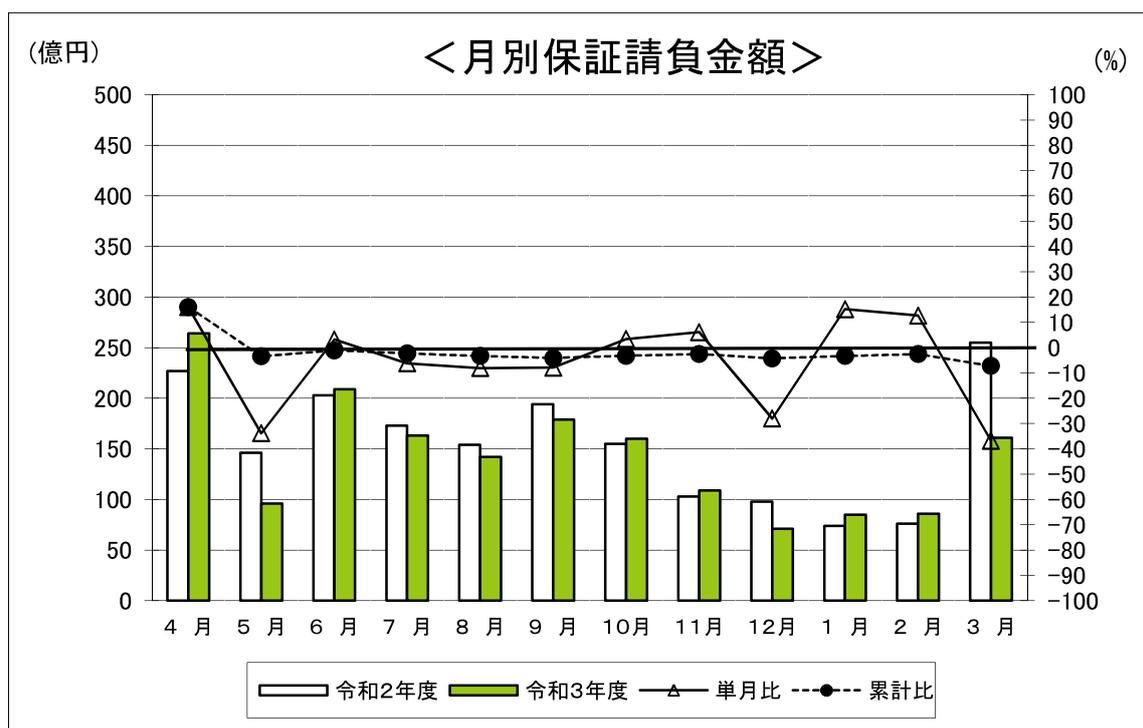
3月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で1.6%減の248件、請負金額は36.8%減の161億円となった。

発注者別の請負金額でみると「独立行政法人等」で5.4%増、「県」で13.5%増、「市町村」で4.3%増、「その他の公共的団体」で24.9%増となったものの、「国」で70.6%減となった。

【2】累計(令和3年4月～令和4年3月)

3月末累計では、件数は前年同月比で3.3%減の3,859件、請負金額は7.2%減の1,730億円となった。

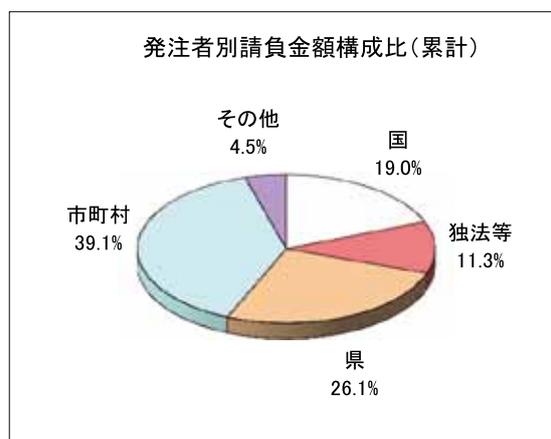
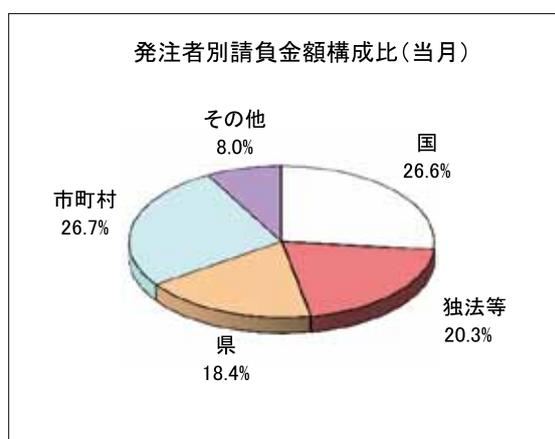
発注者別の請負金額で見ると、「県」で7.5%増、「その他の公共的団体」で44.1%増となったものの、「国」で15.7%減、「独立行政法人等」で14.2%減、「市町村」で12.4%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	20	4,311	▲ 37.5	▲ 70.6	197	32,971	2.1	▲ 15.7
独法等	8	3,288	▲ 11.1	5.4	66	19,593	▲ 28.3	▲ 14.2
県	142	2,971	15.4	13.5	1,648	45,167	▲ 1.8	7.5
市町村	69	4,314	▲ 15.9	4.3	1,883	67,643	▲ 4.8	▲ 12.4
その他	9	1,296	50.0	24.9	65	7,716	35.4	44.1
合 計	248	16,182	▲ 1.6	▲ 36.8	3,859	173,092	▲ 3.3	▲ 7.2



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	6,140	▲ 17.1	37.9%	69,488	12.3	40.1%
東備地区	883	▲ 56.0	5.5%	6,459	▲ 49.0	3.7%
倉敷地区	1,475	▲ 80.6	9.1%	37,534	▲ 15.6	21.7%
井笠地区	1,369	▲ 76.1	8.5%	19,010	▲ 11.0	11.0%
高梁地区	195	▲ 55.2	1.2%	3,882	▲ 42.3	2.3%
新見地区	112	▲ 46.4	0.7%	2,935	▲ 54.9	1.7%
真庭地区	2,733	163.5	16.9%	13,304	▲ 11.8	7.7%
津山地区	2,221	131.0	13.7%	12,975	15.9	7.5%
勝英地区	1,050	370.8	6.5%	7,500	13.1	4.3%
合 計	16,182	▲ 36.8	100.0%	173,092	▲ 7.2	100.0%

建退共制度の対象外となる従業員について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

誤加入・誤納付に伴う掛金返還申請が増えています。建退共制度は、建設現場で働く従業員(労働者)のための退職金制度です。次のとおり役員等に就任すると、以降は建退共制度の対象外となります。



■建退共制度は、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員は加入できません。

■他制度(中退共、清退共、林退共)に加入している方や、既に建退共に参加している方は、重複して加入することはできません。

建退共は建設現場で働く労働者のための退職金制度です。



建退共制度に参加後、①～③に該当することとなった場合は、その時点で建退共制度の対象外となります。

それ以降の就労分について納付された掛金は誤納掛金となりますので、速やかに手続をお取りください。

※ 誤納掛金は掛金納付額のみを事業主(共済契約者)へ返還することとなります。

① 昇格・独立により役員報酬を受ける役員、代表者等となったとき

役員報酬を受けることとなった日または代表就任日が退職金請求事由発生日となり、その前日までの掛金納付実績により退職金請求をしていただくこととなります。

② 職種変更等により他制度(中退共等)に参加したとき

他制度加入日前月末日までの掛金納付実績を他制度に移管する(移動通算手続き)か、他制度加入日前月末日を退職金請求事由発生日とし退職金請求をしていただくこととなります。

状況によっては、他制度(中退共等)への加入を取消とし、建退共制度の加入を存続させる場合もあります。

③ 事務専用社員となったとき

事務専用社員となった日が退職金請求事由発生日となり、その前日までの掛金納付実績により退職金請求をしていただくこととなります。

第142回 従業員同士のケンカ

●相談内容●

業務時間中に従業員同士のケンカが発生し、一方がケガをしました。どのように対応すればよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

まずは事実調査です。そして、事実調査の結果をもとに、①従業員に対して懲戒処分をするかどうかの検討、②ケガが労災に該当するかどうかの検討をすることになります。

事実調査

何をするにも、まずは前提となる事実の調査が必要です。基本的には、ケンカの当事者双方からのヒアリングや目撃者からのヒアリングをもとにして、ケンカに至った経緯やケンカの態様を明らかにしていくことになります。

懲戒処分

業務時間中のケンカであり、一方がケガをしたということですから、企業秩序に違反する非違行為であることは明らかです。したがって、加害者に対する懲戒処分を検討することになります。

懲戒処分の種類は、加害者の攻撃の態様や被害者のケガの程度、ケンカに至った経緯やその後の事情などを総合考慮して判断することになります。攻撃の態様やケガの程度が重大である場合には、懲戒解雇も視野に入りますし(ケンカというよりもはや傷害事件です)、攻撃の態様やケガの程度が軽微で、被害者側も処分を求めているような場合には、懲戒処分をせずに厳重注意にとどめるという判断もあり得ると思います。

また、被害者が加害者を挑発していたとか、被害者も加害者に攻撃を仕掛けていたなど、被害者にも相応の問題があったような場合には、被害者に対しても懲戒処分をするという判断もあり得るでしょう。

労災

ケンカによるケガが労災に該当するかどうかは、業務の遂行中に業務に起因してケンカが発生したと認められるかどうかによります。業務時間中のケンカであれば業務遂行性は明らかですから、問題となるのは業務起因性です。

裁判例を調べてみると、ケンカの業務起因性を認めた裁判例もあれば、否定した裁判例もあります。難しい判断ですが、加害者の完全に私的な怨恨によって発生したケンカや被害者の自招行為によって発生したといわざるを得ないようなケンカについては業務起因性が否定され、それ以外については業務起因性が認められる傾向にあるようで、厚労省も同様の通達を出しています。

労災に該当するにもかかわらず労基署への報告を怠っていた場合、いわゆる労災隠しと判断される可能性もありますから、判断に迷うような場合には、労基署に相談あるいは確認をしておく方がよいと思います。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

『建設共済保険（年間完成工事高契約）』の概要

「建設共済保険」は、昭和45年11月にわが国初の労災上乘せ保険として誕生し、令和2年11月に制度創設50周年を迎えており、全国で24,000社を超える建設業の皆様にご加入いただいています。

建設業福祉共済団は、内閣府から公益財団法人としての認定を、また、国土交通省及び厚生労働省から「特定保険業」の認可をそれぞれ受け運営しています。

項目	主な内容
1. 対象災害	①保険契約者の施工する建設工事現場(*)における 業務上災害 及び ② 通勤災害 (*) 元請の甲型共同企業体契約及び海外工事を除く ※労災保険法に定める業務災害または通勤災害
2. 被保険者の範囲	①自社雇用労働者 (無記名。事務職や建設業以外の事業で働く労働者及び保険契約者以外の役員については、付随契約への加入で補償対象とすることが可能です。) ②下請負人が雇用する労働者 (無記名) (※特別加入の対象となる下請事業主・役員は除かれます。) ③保険契約者 (労災保険の特別加入をすることができる者)
3. 補償範囲	① 死亡災害 ② 障害等級 第1級～第7級 ③ 傷病等級 第1級～第3級
4. 保険金の種類	保険金には次の①及び②があり、同時に同額の保険金区分(*)でご加入いただけます。 (*) 保険金区分については、下記①及び②の合計額で、1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円 及び 5,000万円の 5区分から選択 できます。 ①被災者補償保険金 ・・・保険契約者に対し、死亡災害、障害等級または傷病等級に応じた保険金区分の満額(※障害等級第4級～第5級の場合は保険金区分の80%の額、障害等級第6級～第7級の場合は保険金区分の60%の額)をそれぞれ上限額として支払います。ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を支払います。 ②諸費用補償保険金 ・・・保険契約者が、①の被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合、企業が負担する各種経費(被災者等に対する追加的補償を含む)を補償する目的で、保険契約者に対し契約金額(※上限額は被災者補償保険金の場合と同額)を支払います。 (※被災者補償保険金を全く支払わない場合は、お支払いできませんので、ご注意ください)
5. 保険金支払いの特長	①同一災害で多数の方が被災した場合、および保険契約期間中に複数回事故が発生しても、 それぞれ上限なく補償 します。 ②同一現場で元請企業と下請企業がともに建設共済保険に加入していた場合、下請け企業の労働者が被災したときは、元請企業・下請企業 それぞれに保険金を支払 います。 ③ スピーディーな保険金の支払い (※H22～R元年度の実績：請求書受付から 平均 5.0日)。
6. 経審の加点	・ 経営事項審査 において、「労働福祉の状況」の中で、 15点 が加点されます。
7. 掛金・割引等	・直前1年間の完成工事高を基礎に、保険金区分及び工事種類(土木・建築等区分)により定めた掛金率で算出。 ・「無事故割引」・・・完工高に応じ、 掛金を12%～70%割引 ・「払込割引」・・・完工高が1億円以上の場合には、分割払いや払込割引(最大2%)があります。
8. 付帯する主な事業	・ 育英奨学事業 ・・・保険金が支払われた被災者(死亡、障害1級～3級または傷病1級～3級に該当する者)の子供に対して、要保育期間および小学校～大学までの在学期間、 返済不要の奨学金を継続給付 します。 (※年額：要保育児144,000円～大学生468,000円) ・ 労働安全衛生推進事業 ・・・①保険契約者に対し、掛金と加入年数に応じて安全衛生用品を頒布します。 ②現場の女性専用トイレ・更衣室の導入費用に対して助成金を給付します(※1社上限10万円)。

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

ご契約に関するお問い合わせ



0120-913-931

その他のお問い合わせ

03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 **岡山県建設業協会**

Tel 086-225-4133

地盤崩壊危険ワイド補償特約のご案内

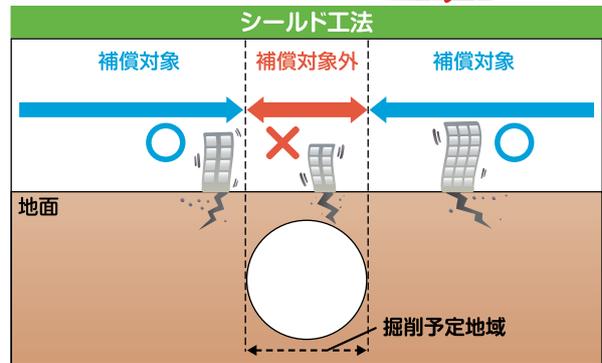
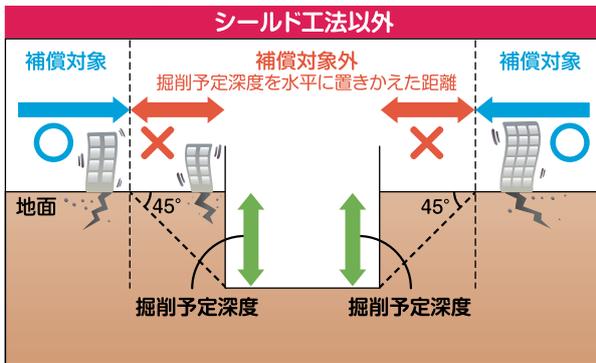
工事中の地盤崩壊事故に備えを!

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。一般的な請負業者賠償責任保険では補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です! しかも「地盤崩壊危険ワイド補償」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額: 1事故、保険期間中通算 **1,000万円** もしくは **2,000万円** (免責金額5万円)

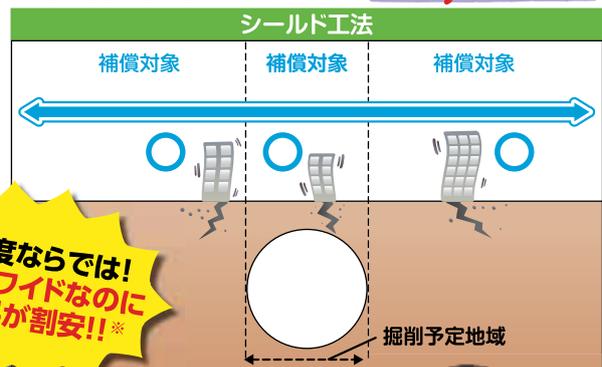
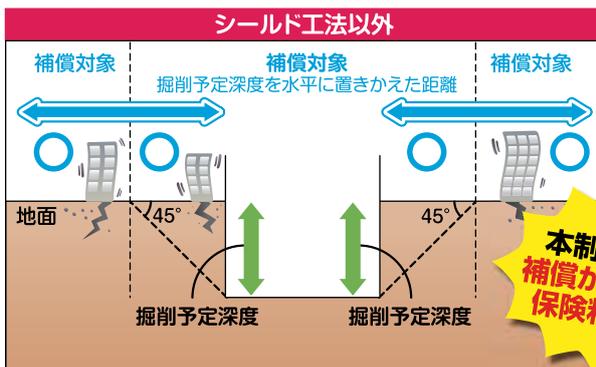
以下は、完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合の、特約部分の年間保険料です。

【標準補償】



39,000円

【ワイド補償】※ワイド補償により新たに支払対象となる部分のみ、縮小支払割合50%が適用されます。



58,000円

**本制度ならではの!
補償がワイドなのに
保険料が割安!!**

※団体のスケールメリットを活かした割安な保険料です。

地盤崩壊危険ワイド補償特約で安心!

標準補償にご加入の皆様はワイド補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか?ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。



お問い合わせ先
一般社団法人 岡山県建設業協会

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

086-225-4133

086-225-0703

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B21-900065 使用期限:2022年08月01日

ゴールデンウィークの交通事故防止について

実施期間 令和4年4月29日(金)～5月8日(日)

ゴールデンウィークには、車でのお出かけや旅行を計画されている方も多いのではないのでしょうか。交通事故が起こると、楽しい計画が悲しい思い出に変わってしまいます。次のことに注意して、安全運転を心がけましょう。また、お出かけの際は新型コロナウイルスの感染拡大防止にも配慮しましょう。

1 ゆとりのある計画とゆとりのある運転を

行楽シーズンは、道路が大変混雑します。行き先までの交通状況を事前に十分調べて、無理のない、ゆとりのある計画を立てましょう。時間のゆとりは心のゆとりに、心のゆとりは安全運転につながります。

2 車と自分の健康チェック

車の故障やドライバーの病気が原因で、大きな事故につながる場合があります。出かける前には、車を点検するとともに、睡眠を十分にとり、健康状態にも注意しておきましょう。

3 シートベルト・チャイルドシートは必ず着用！

車に乗ったらシートベルトを着用し、6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを使用しましょう。高速道路だけでなく、一般道でも、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。シートベルトやチャイルドシートは、万一の事故の際の命綱です。

4 ゆずる・とまる・まもる スピードは控えめに、合図の徹底、信号厳守！

スピードの出し過ぎや無理な追い越しは事故のもとです。ゆずり合いと思いやりの心を持ち、交通规则とマナーを守って運転しましょう。

ウィンカーを出すタイミングは、進路変更は3秒前、交差点等右左折は30メートル手前です。合図を出して、自分の車の動きを周囲に知らせましょう。

また、信号は、赤も黄色も「止まれ」です。安全に止まれるのに、無理に交差点等に進入するのはとても危険です。交通渋滞の原因にもなります。信号の意味を正しく理解し、信号を守って通行しましょう。

5 同乗者も安全運転に協力を

同乗者も、ドライバーが運転に集中できるように心がけましょう。ドライバーにむやみに話しかけたり、無理、無謀な運転をあおったりする言動はやめましょう。子どもの行動が運転を妨げないよう気をつけましょう。

6 帰宅するまで気を緩めずに

夕暮れ時や夜間は、周囲の状況が見えにくい上、疲れか出てくる時間帯です。自宅に着くまで気を緩めず、運転に集中し、前をよく見て、周囲の安全をよく確認しながら運転しましょう。ライトは早めに点灯し、原則ハイビームで、状況に合わせてこまめに切り替えましょう。眠気や疲れを感じたら、すぐに休憩しましょう。

岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 4. 3. 1 理事会
- 4. 3.10 岡山県CCUS官民連絡協議会
- 4. 3.15 全建 理事会 (WEB開催)
- 4. 3.24 表彰審査委員会
- 4. 3.24 正副会長会
- 4. 3.25 第2回CCUS推進委員会 (WEB開催)
- 4. 3.25 足立としゆき参議院議員「国政報告会」

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp